

建設店社経営トップセミナー（平成29年8月29日（火））

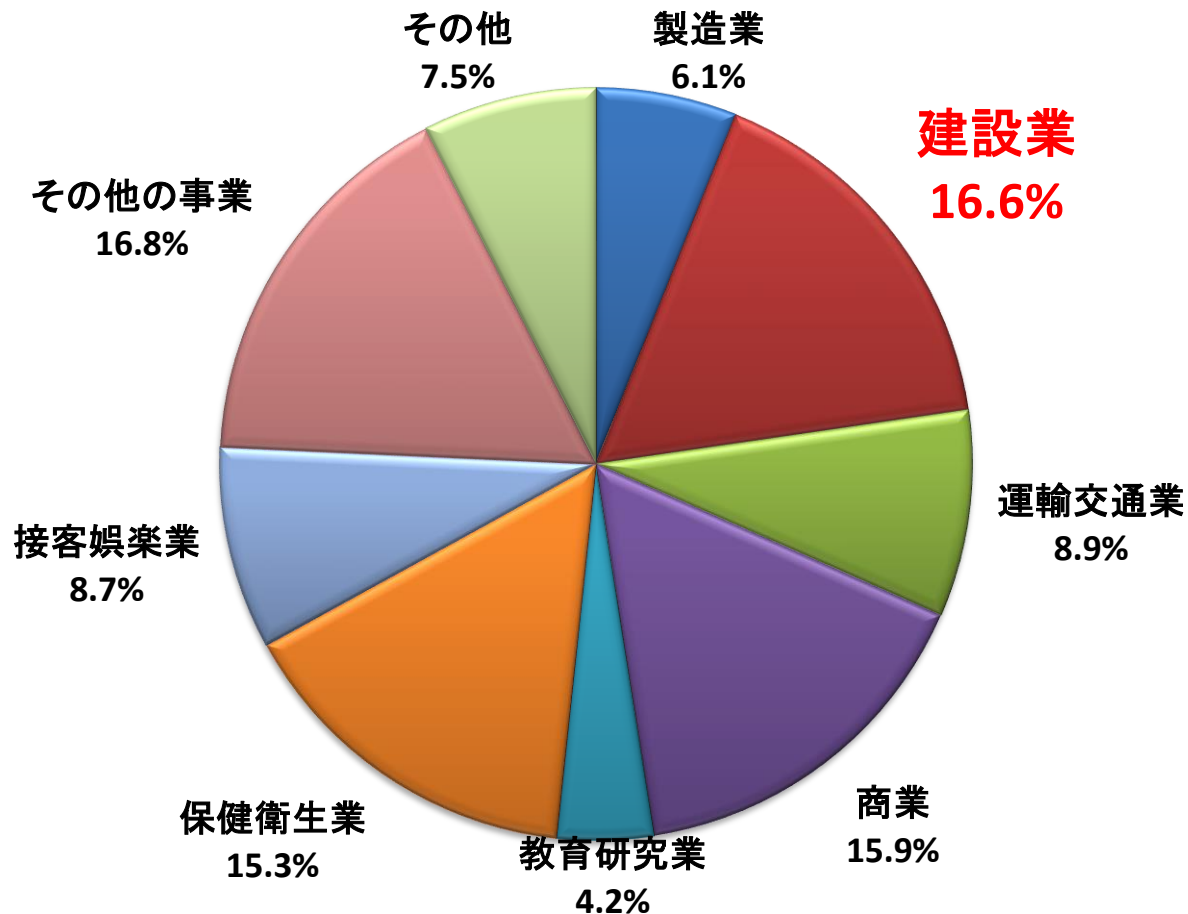
**建設業の労働災害の現状からみた
経営トップ等の安全衛生管理の在り方**

**仙台労働基準監督署
署長 岩渕範好**



1. 労働環境を取りまく現状

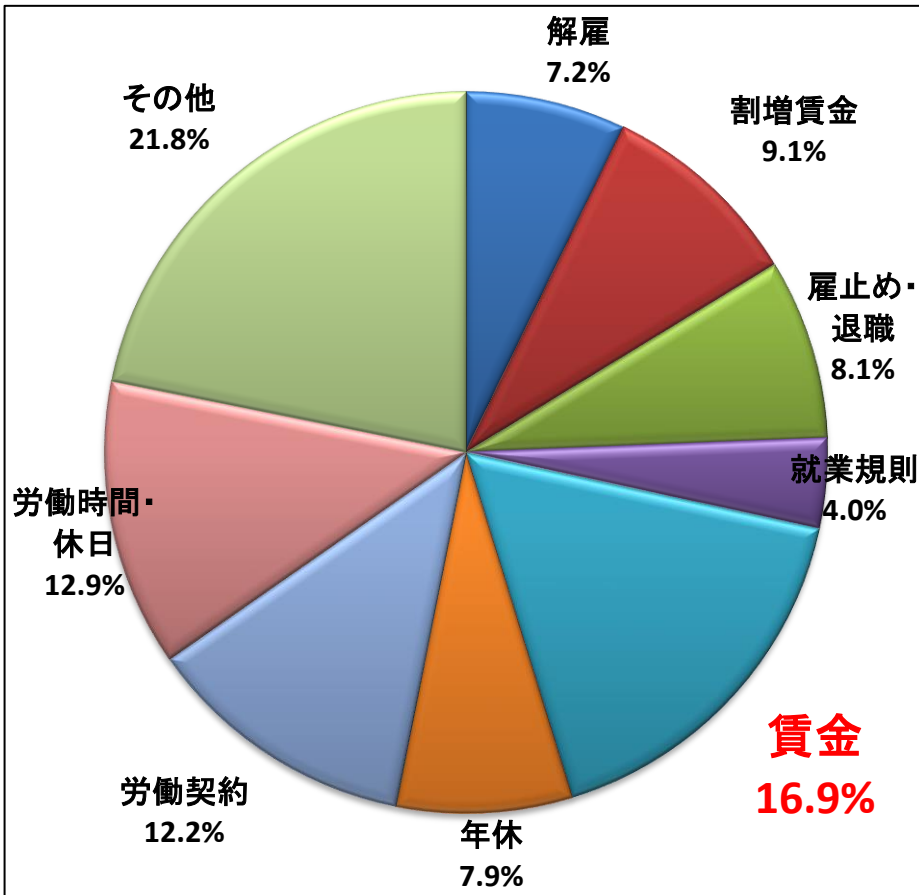
労働相談状況（平成29年1月～6月）



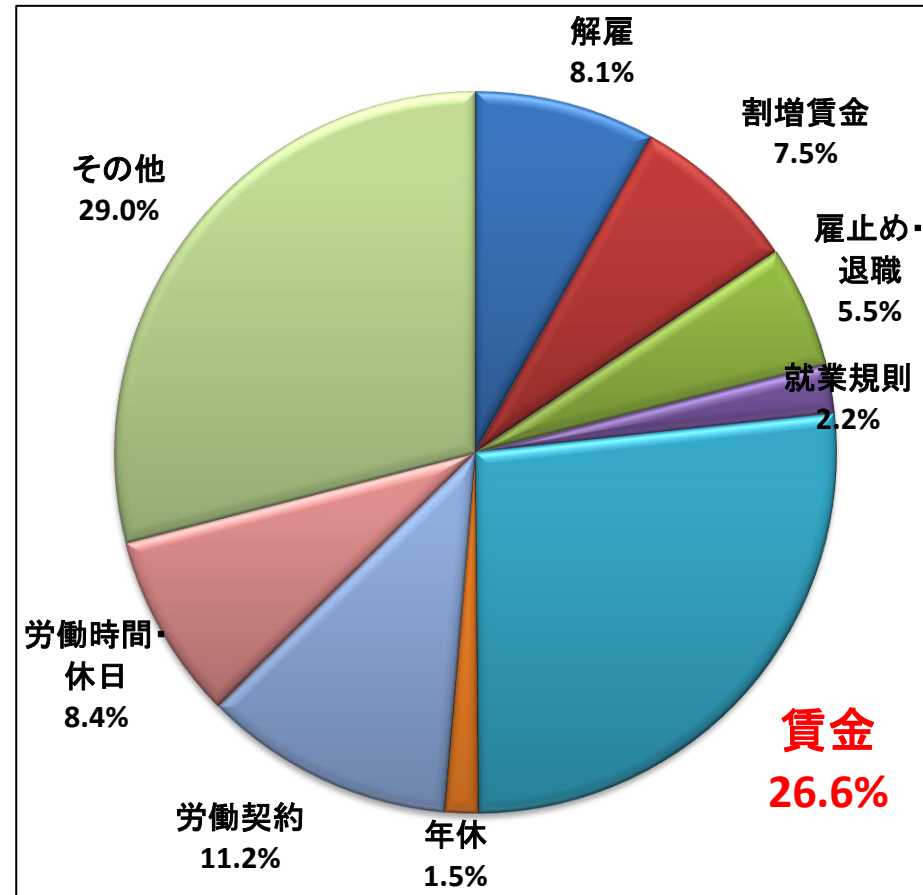
※ 総相談件数5,283件の内、業種が特定された3,362件の分析

相談内容（平成29年1月～6月）

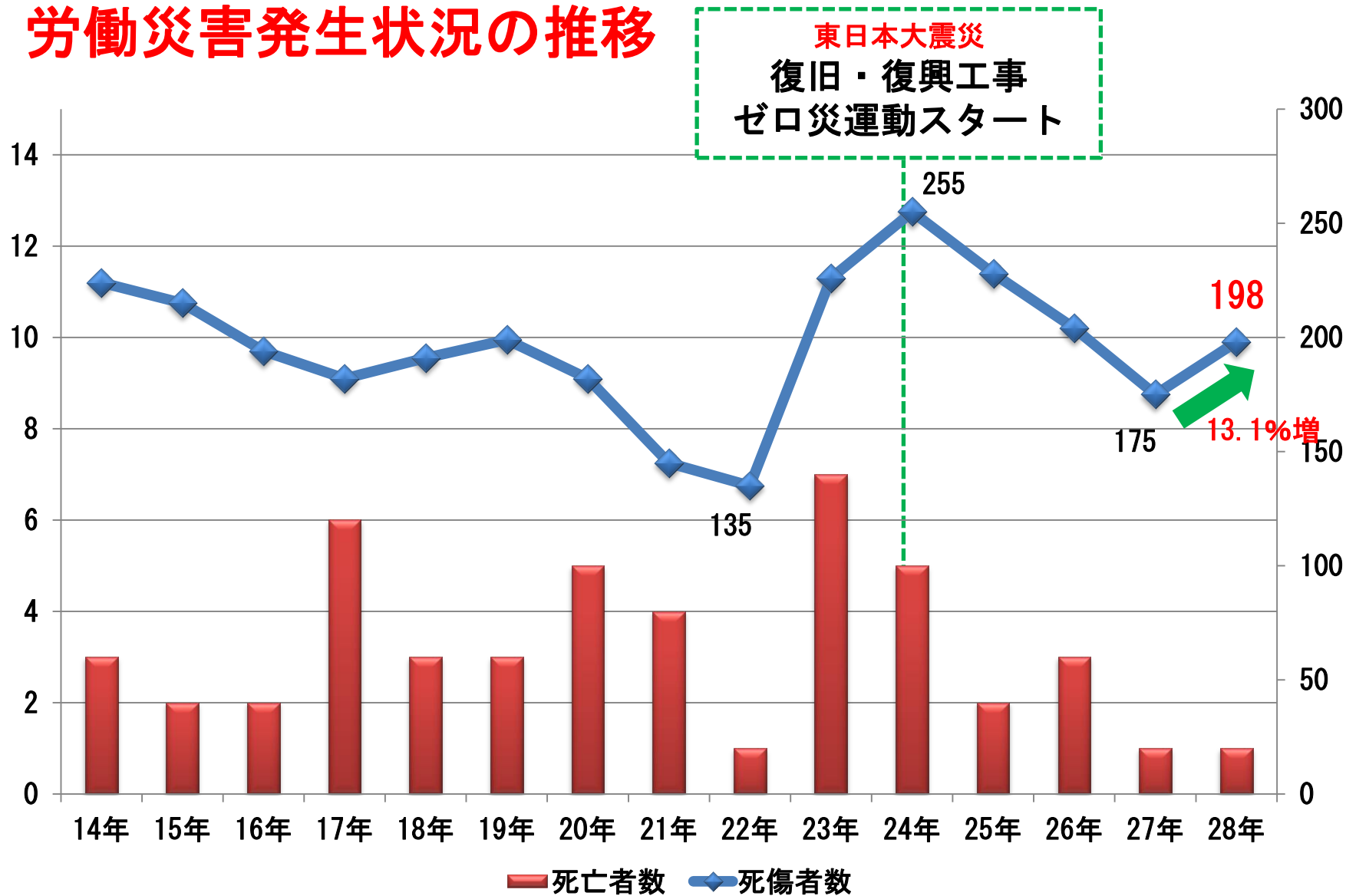
【全産業】



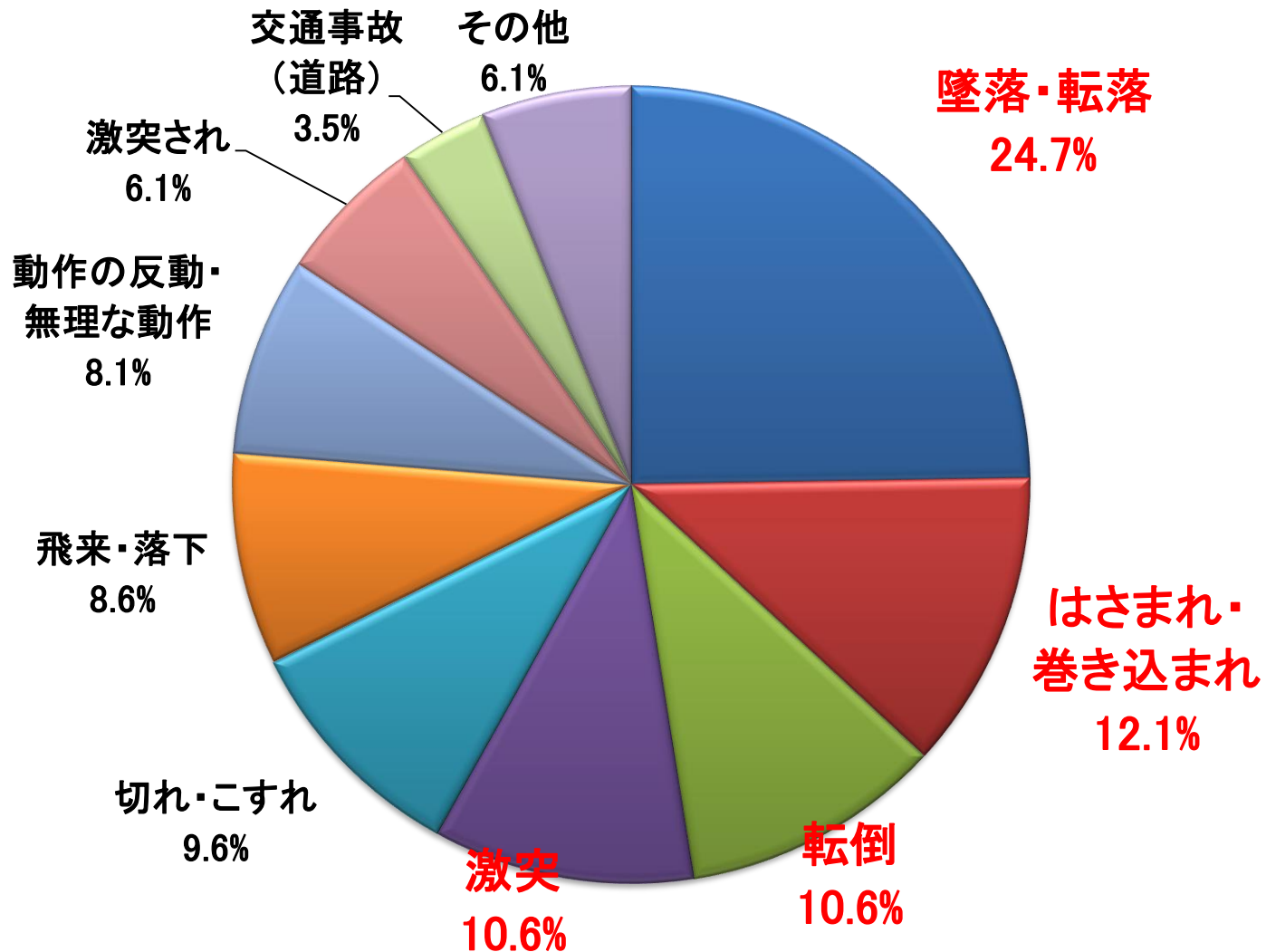
【建設業】



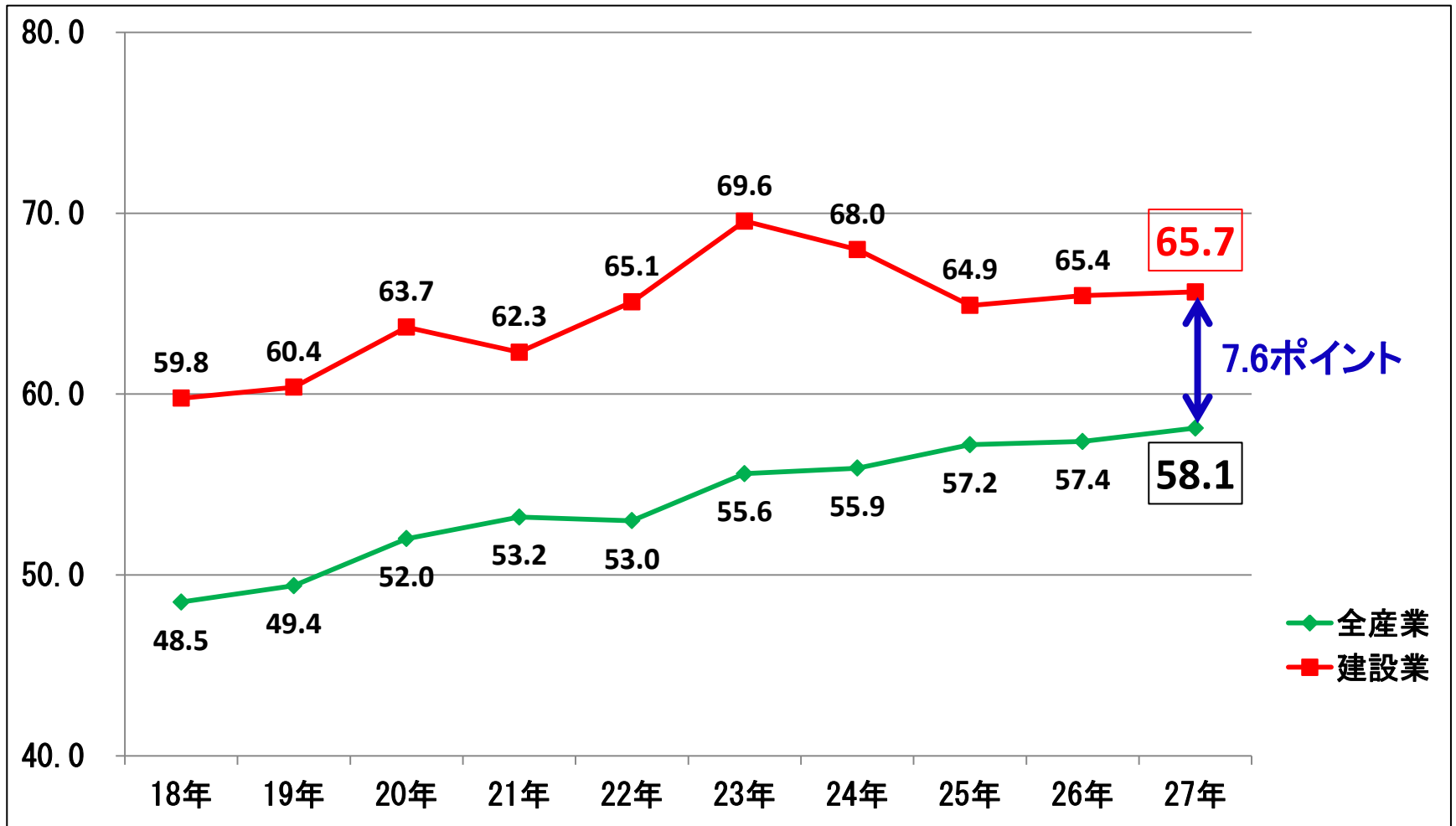
労働災害発生状況の推移



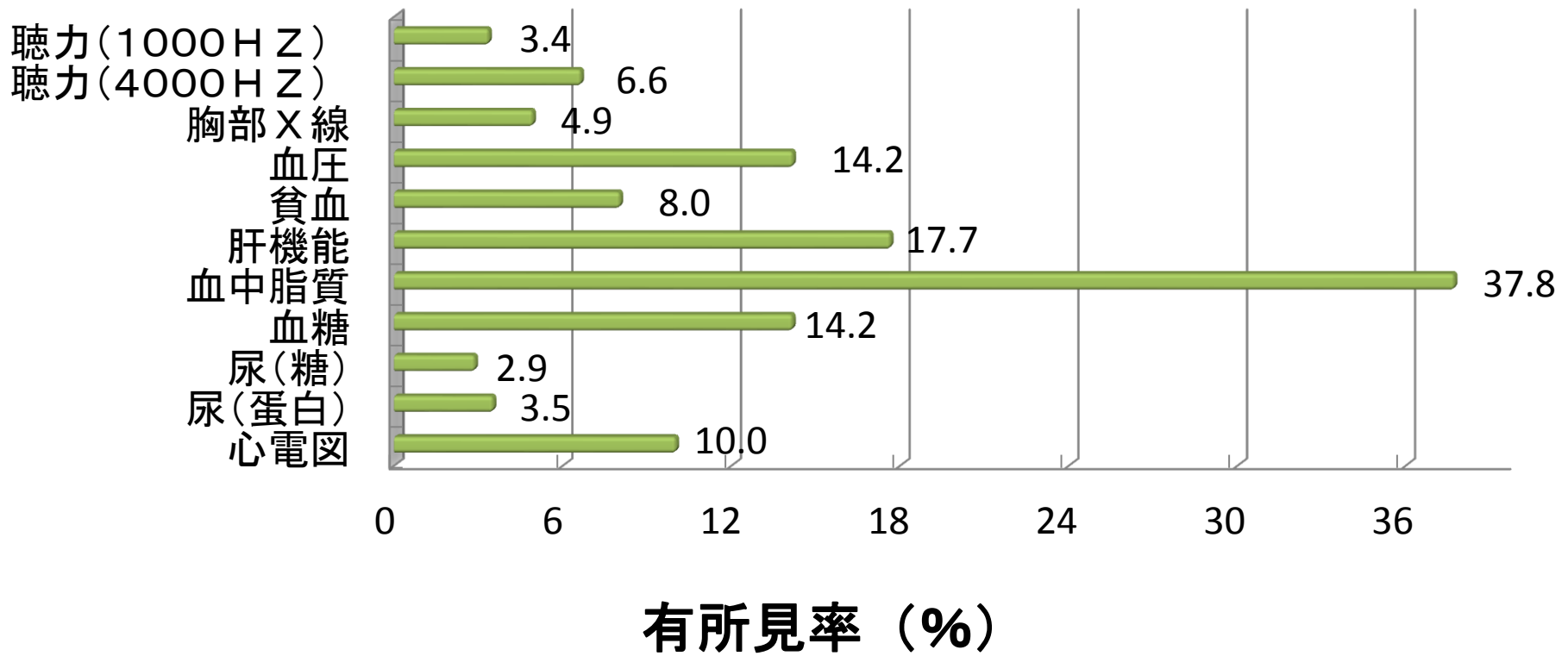
事故の型別の状況（H28年：198件の分析）



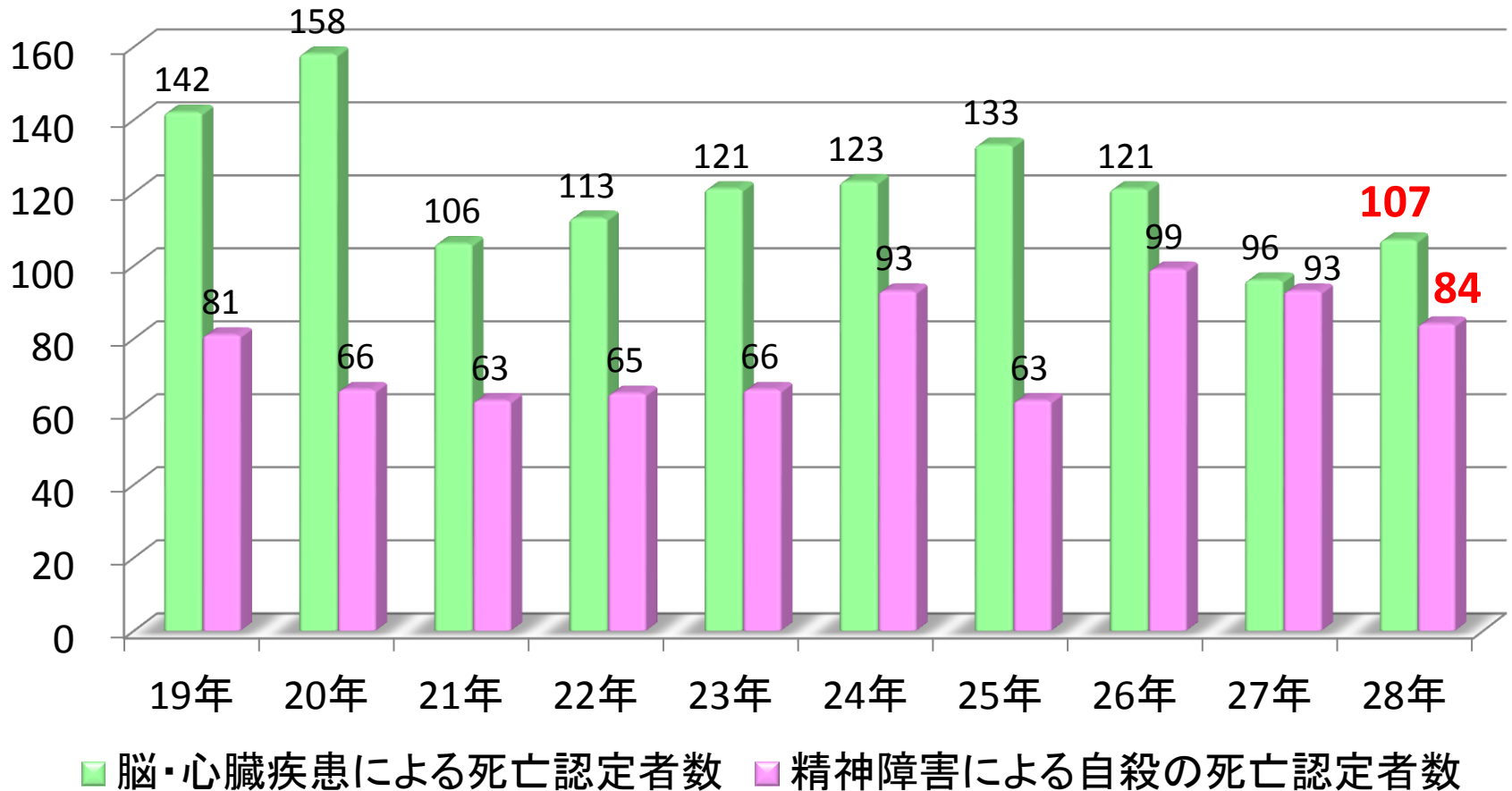
定期健診有所見率の推移（仙台署管内）



健診項目別有所見率（仙台署管内：全産業）



脳・心臓疾患、精神障害による死亡者数の推移（全国）

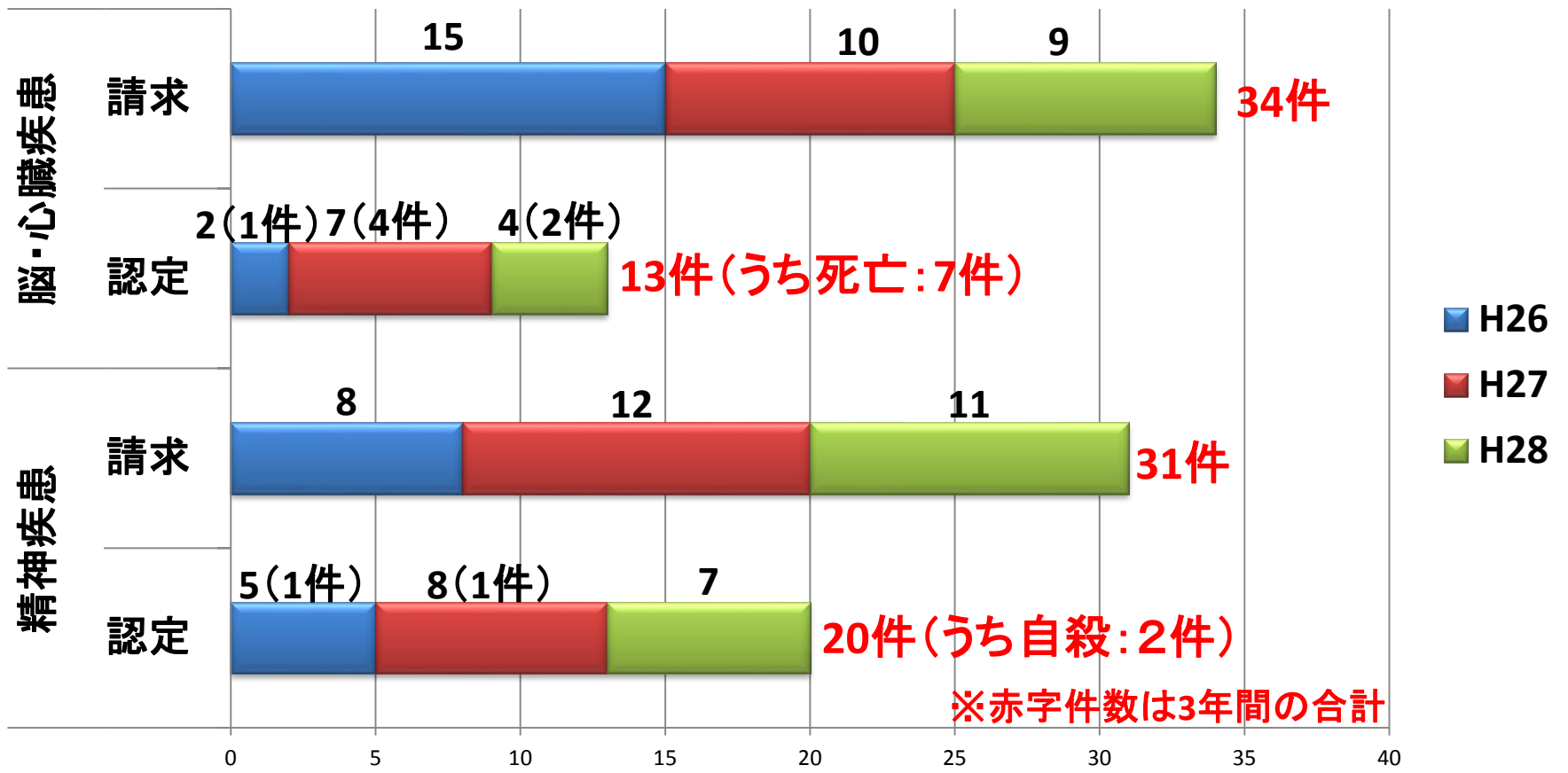


注：脳・心臓疾患による死亡認定者数及び精神障害による死亡認定者数は、年度（4月～3月）に支給決定した件数。



脳・心臓疾患、精神障害に関する労災請求の現状

建設業における東北6県の現状



注：脳・心臓疾患及び精神障害に係る、労災請求件数及び支給決定件数
 ※年度(4月～3月)による集計
 ※認定件数には、前年からの繰り越し分が含まれる



2. 労働災害に起因する問題事例

～ 不休災害等での問題が多発 ～



問題事例 ①

- 現場において、作業員が手を負傷。
- ケガの程度は軽く、被災者本人も大丈夫ということで、現場で消毒を行い、作業に復帰。



数日後 . . .

- 被災者本人が「労災かくし」として元請店社に通報、問題が発覚。

- 現場において、作業員が指先を切断。
- ケガの程度は重かったが、被災者本人が大丈夫というので、現場で軽作業に従事。



数日後 . . .

- 元請店社に、弁護士から内容証明の通知が届き、損害賠償（慰謝料）の請求を受ける。

- 現場において、作業員が足首を負傷。
- 受診の結果、軽作業可の診断であったため、痛み止めを服用しながら軽作業に従事。



数日後 . . .

- 痛みが治まらないため専門医を受診。
- ケガの程度が悪化、手術することになった。
- 当初の不休が、2ヶ月の休業となった。

- 現場において、重症災害が発生。
- 元請には、自社の資材置場で被災したことにし、下請の所轄監督署に虚偽の死傷病報告を提出。



数ヶ月後 . . .

- 十分な補償を受けられなかった被災者が監督署に相談し、「労災かくし」の事実が発覚。



問題事例 ⑤

- 元請職員が現場で被災し、監督署へは休業4日未満の死傷病報告を提出。



その後 . . .

- ケガの程度から、不審を感じ調査したところ、病院のベットで、パソコン作業を行っていた。
- 休業日数の過小報告で、行政指導。

現場で災害が発生したときは・・・

① ケガの程度を現場で判断しない

- ◇ 出血が無いからといって安心しない。
- ◇ 体内で動脈が切れていて、後に死亡した事例もある。

② 本人の申し立てを判断材料に仕事復帰させない

- ◇ 被災者は、会社に迷惑が掛からないように無理しても働きたいと言うもの。

③ 医師の判断を仰ぐ

- ◇ 「仕事ができるか」ではなく、「何日休ませれば良いか」を確認する。

④ ケガが完治するまで経過を確認する

- ◇ 現場では無理して働いていたが、退場後に労災請求する事例もある。



3. 労働環境の改善に向けて



「働き方改革」は労働者にも企業にもメリットがあります

「働き方改革」とは・・・

すべての労働者（非正規労働者、女性、若者、治療の必要な人、障害者、高齢者・・・を含む）にとって、
働きやすく働きがいのある職場をつくっていくこと
（＝魅力ある職場づくり）です



働きやすく働きがいのある職場においては、

- ① 労働者の**意欲**が高まります
- ② 労働者の**職場定着**が進みます
- ③ 企業の**業績アップ**が期待できます



「働き方改革」は労働者にも企業にもメリットがあります

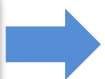
建設業における「働き方改革」の一例

1. 長時間労働の是正



- ◆ 「ノー残業デー」等の設定とその徹底
- ◆ 年次有給休暇の促進 など

2. 賃金引上げと労働生産性向上



- ◆ 生産性向上の支援による賃上げ環境の整備 など

3. 女性・若者が活躍しやすい環境整備



- ◆ 女性活躍の推理
- ◆ 男女別トイレ、休憩室の整備 など

4. 高齢者への配慮



- ◆ 重筋作業の負担軽減
- ◆ 危険箇所の「見える化」 など

5. 外国人材の受入れ



- ◆ 外国人材の受入れ環境の整備
- ◆ 実態に応じた母国語表記・教育 など

元方事業者（店社の安全衛生管理部門等）



安全管理状況等の評価

関係請負人

【現場】

- 有資格者の配置状況
- 作業手順の作成状況
- 店社による作業場所の巡視状況
- 整理整頓の実施状況
- 保護具の設置状況
- 安全衛生関係法令の遵守状況 など

【店社】

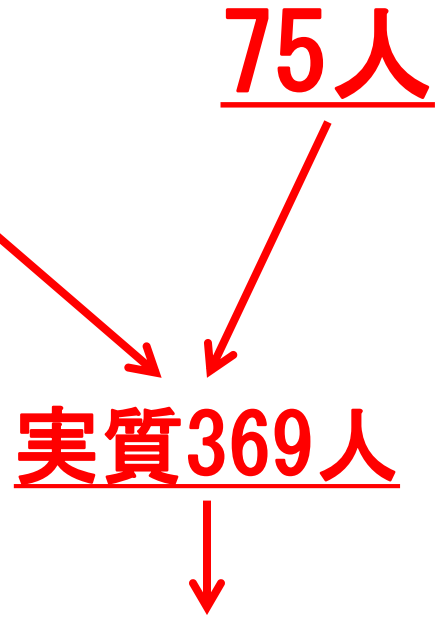
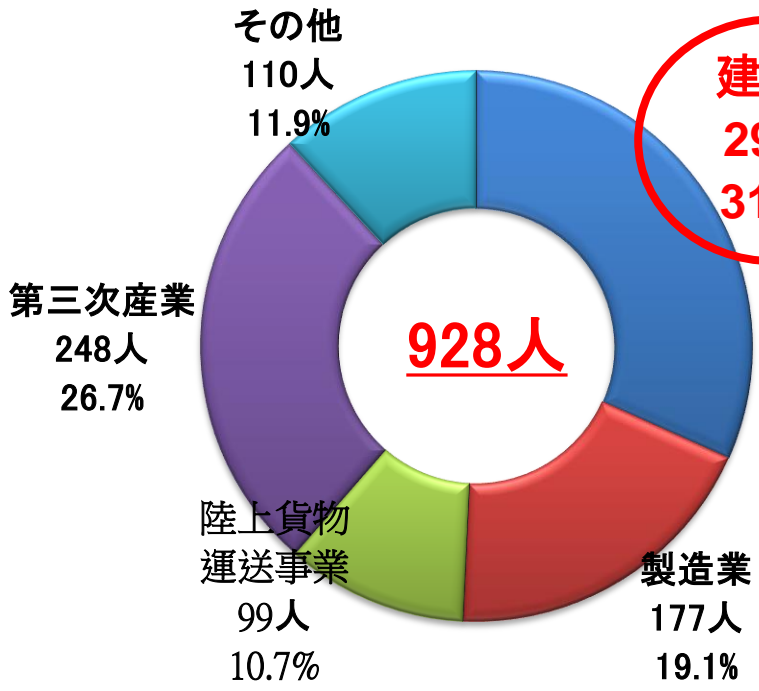
- 安全衛生担当者の選任状況
- 年間計画の作成状況
- 有資格者の養成状況
- 作業標準の作成状況
- 安全関係書類の届出、提出状況
- 労働災害の発生状況 など

平成7年4月21日付け 基発第267号の2
元方事業者による建設現場安全管理指針 参照

一人親方等の労働災害の現状

《平成28年死亡災害（全国）》

労働災害の統計に計上されない一人親方等の死亡災害



建設業における死亡災害の約5人に1人が一人親方等の災害

建設現場で、一人親方が労災を起こした場合の労災保険の適用。

- ① 実態として一人親方としての作業中であれば、一人親方の保険を使う。
- ② 一人親方であっても、同一指揮命令下で、混在一体となった作業の中での労働者性を認める災害であれば、元請の保険を使う。

建設現場の労働災害防止の重点ポイント

皆が期待しています！建設現場の「働き方改革」と労働災害防止！

作業員のポイント（現場の主役）

- ① KYで確認したことを守り、安全作業を徹底
- ② 危険な作業の直前に1人KY（指差し呼称など）の徹底
- ③ 仲間の周りに危険が無いか確認し、お互いに注意喚起、声を掛け合い危険防止を徹底

作業員を主役とした
現場管理が決め手！

【下請】

作業員
（現場の主役）

職長

元請



現場代理人

現場管理のポイント

- ① 建設三大災害（墜落・転落災害、重機災害、土砂崩壊災害）防止対策の徹底と危険箇所の「見える化」を徹底
- ② 新規入場時に、必要な教育と保護具の安全点検、雇入れ通知書等による雇用関係確認を徹底
- ③ 作業主任者等有資格者の法定職務の履行状況確認を徹底

店社管理のポイント

- ① 現場代理人・下請が参画したリスクアセスメントの実施と安全措置の徹底
- ② 現場への教育、毎月1回以上の経営トップ等によるパトロールの実施
- ③ 現場代理人の残業時間の適正把握等による過重労働対策と「働き方改革」の取組

労基署は「転ばぬ先の杖」 気軽に活用することが災害防止のコツです！

仙台労働基準監督署 安全衛生課 (022-299-9073)

新たな「3K」現場の実現に向けて

従来の建設現場の「3K」と言えば・・・

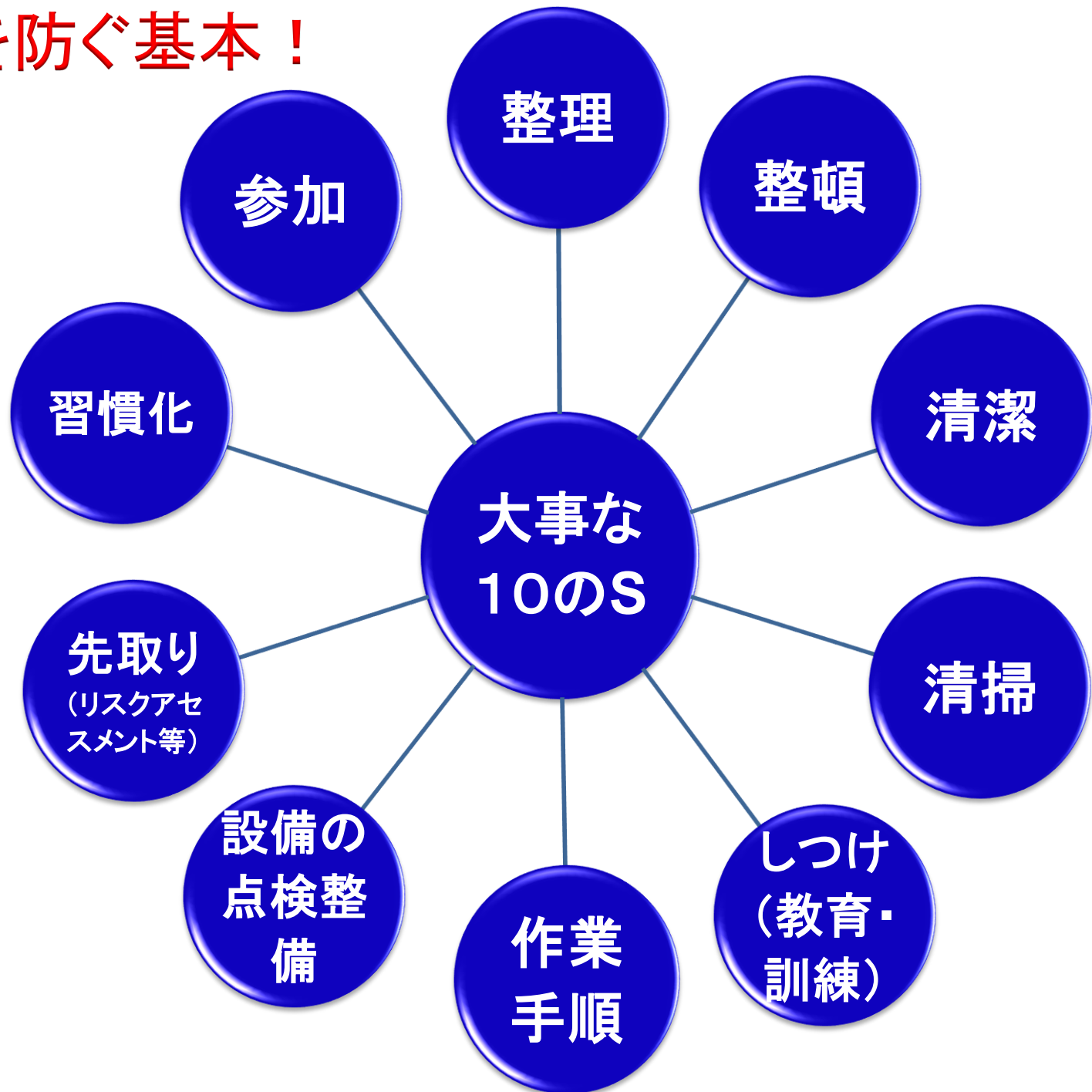


これからの建設現場の「3K」は・・・



災害防止・イメージアップ！！

労働災害を防ぐ基本！ 10の「S」





4. 安全管理活動の工夫

～ 企業の垣根を越えた取組～

～ 写真で見る好事例 ～

仙台労研顧問会との 合同パトロール



東北6県の筆頭署長 仙台労研及び顧問会との意見 交換会



のぼりの掲揚 ～子供達からのメッセージ～



荷台からの墜落防止対策 (荷主としての配慮)



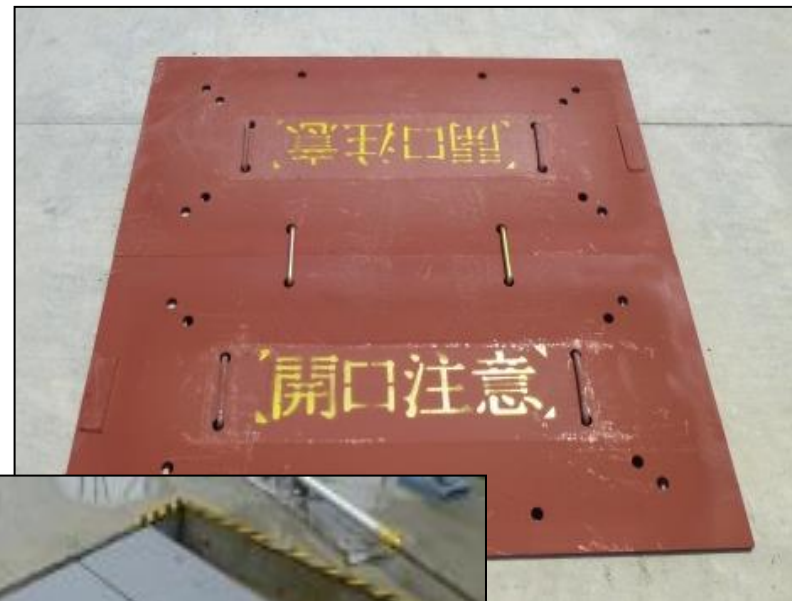
敷鉄板吊り作業の工夫
専用吊り具を用いた4点吊り



2点吊り



墜落・転倒危険箇所の「見える化」



関係法令の「見える化」



安全法令の『見える化』 基礎配筋通路足場 チェック項目

高研学院

項目	点検項目	関係法令	留意	チェック
作業時の安全点検ポイント	1. 足場の確認・材料等はよいのか	801/550 801/560 801/561	・足場の確認 ・足場の材料 ・脚立足場の材料	
	2. 足口、歩口・足場の作業主任者を置いているのか	801/17・18 801/565 801/566 801/569	・作業主任者の配置の確保、作業主任者の配置 ・作業主任者の配置 ・作業主任者の配置	
	3. 作業足場の幅	801/563	・足口・歩口（手摺・足場板等） ・足場の幅 ・足場の幅は1.0m以上、歩間は30cm以下 ・足場の幅は30cm以上、手摺の幅は1.0m以上（歩口・1.10m以上） ・足場の幅 ・足場の幅は1.0m以上かつ足場板の幅は1/8以上	
	4. 足口、歩口・足場の幅確保	801/564	・足口・歩口の幅確保 ・足場の幅確保	
	5. 点検表実施しているのか	801/567	・安全点検の実施状況 ・点検表の実施状況	
	6. 最大積載容量の表示はよいのか	801/562	・足場の積載容量（使用目的） ・足場の積載容量、材料に応じて安全 ・労働者への表示	
項目	点検項目	関係法令	留意	チェック
1.	作業足場の幅・歩間はよいのか	801/571	・歩口の幅 1.80m以下 ・歩口の幅 1.5m以下	

※1 4-4の足場の幅は 2.27m以下
3-4の足場の幅は 1.60m以下
2-4の足場の幅は 1.11m以下

TAKENAKA

通路の幅、手摺りの高さ等を図示し、関係法令を明示。

色違いのカラーコーンによる「見える化」



資材置場（青）、安全通路（緑）、作業ヤード（赤）をカラーコーンにて区分明示し、視覚的に何のエリアなのか判断しやすくなった例。

【平成29年度 全国安全週間・全国労働衛生週間スローガン】

安全：組織で進める安全管理

みんなで取り組む安全活動

衛生：働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

労基署は「転ばぬ先の杖」

うまく活用することが

労災防止のコツです！

（気軽に活用しましょう）

STOP! 労働災害

仙台労働基準監督署 安全衛生課

TEL : 022-299-9073